

7 生徒指導・教育相談

(5) 児童生徒への指導

ア 〈いじめ〉

いじめ

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。豊かな人間性の形成や人権尊重の観点から見過ごすことのできない重要な問題であり、いじめを許さない指導を充実させるなど緊急かつ総合的な取組を進めるとともに、学校での相談体制の一層の充実を図らなければならない。教職員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要がある。

また、日頃から児童生徒が発する心のサインを見逃さないように、いじめの早期発見・早期対応に努めることが重要である。

なお、最近のいじめは携帯電話・スマートフォンやコンピュータの介在により、一層見えにくいものになっている。「ネット上のいじめ」等の問題については、関係機関等と連携した迅速かつ適切な対応を図るとともに、情報モラルに関する指導を進める必要がある。

いじめの定義・構造

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布された。いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは、「児童等（「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。すなわち、被害児童生徒の思いを最優先としたいじめの把握を行い、早期対応につなげていくことが求められる。

いじめの構造は「いじめる者」、「いじめられる者」、それをはやしたてたり、面白がったりする「観衆」、周辺で見て見ぬふりをしたり脅えたりしている「傍観者」という存在による四層構造になっている場合が多い。しかし、こうした四層構造は決して固定されたものではなく、「いじめる者」、「いじめられる者」、「観衆」、「傍観者」の立場は、流動化する場合もある。

いじめの四層構造



「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」より

学校いじめ防止基本方針

各学校は、国や地方公共団体のいじめ防止基本方針を参考にして、自校の現状を十分に踏まえ「学校いじめ防止基本方針」を定めなければならない。教職員はその方針に従って、組織的にいじめの防止と早期発見及びいじめの対処等に努めなければならない。

いじめの重大事態



いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について

いじめにより、①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときを重大事態といい、当該教育委員会を通じて府立学校は知事、その他の公立学校は地方公共団体の長へ速やかに報告し、学校や学校の設置者は事実関係の調査、対処、再発防止のための措置等を講じなければならない。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

いじめの予防と対応

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。いじめの未然防止教育においては、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習等を通じて継続的に行うことが大切である。

いじめへの対応の原則は、①いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア、②被害者のニーズの確認、③いじめ加害者と被害者の関係修復、④いじめの解消である。また、いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。

いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- 1 いじめに係る行為が止んでいること。

止んでいる期間は、少なくとも3か月を目安とする。

- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人及び保護者に対し面談等で確認する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

《参考資料》

- 「いじめ防止対策推進法」（令和3年4月改正）
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂版）
- 「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月改定）
- 「生徒指導支援資料1～7」（国立教育政策研究所 平成21年6月～令和3年7月）
- 「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」（京都府教育委員会 令和3年3月改訂）
- 「京都府いじめ防止基本方針」（京都府 平成30年4月改定）
- 「いじめの防止等のために」リーフレット（京都府教育委員会 平成28年6月）